

学校法人東京国際フランス学園
令和6年11月27日 開催
評議員会議事録（翻訳）

日時 令和6年11月27日
場所 学校法人 東京国際フランス学園

出席評議員：13名

- ジェレミー・フォラージュム：仏大使館公使
- アルノー・ル・マソン（オンライン）：仏大使館総務部長
- フレデリック・ペニヤ（オンライン）：仏大使館文化部次席参事官（文化参事官兼務）
- ギヨム・カリオ（オンライン）：仏在外教育庁アジア圏代表
- アンヌロール・カンペルス：法人事務局長・校長
- モラッド・ダマンヌ：法人総務部長
- ジャンイドリス・ラグヴァン：副校長
- リシャール・テソニエール：幼児・初等科校長
- フィリップ・フリッチ：保護者代表
- ピエールフランソワ・ヴィルキャン：保護者代表
- ティエリ・コンシニー：在外フランス人議会議員
- フランソワ・ルーセル：在外フランス人議会議員（17時10分に到着）
- パトリック・パション：卒業生代表（17時45分到着）

欠席評議員：7名（予め意見表明）

- フィリップ・セトン：駐日大使
- マルクアントワーン・ユロー：仏大使館領事
- アメリ・アルグー：仏大使館領事補佐
- エリック・モレ：仏大使館大学交流・フランス語担当官
- ジェシカ・ンクンバ・ンクンバ：仏大使館会計官
- カリーヌ・デュビエ：仏教育省視学官（在ハノイ）
- リヨネル・ヴァンサン：フランス商工会議所代表

出席オブザーバー

- アレクサンドル・ジョリ：在外フランス人議会議員

欠席オブザーバー

- マリージョゼ・マリー：在外フランス人議会議員

投票者合計：20名

開会：17時10分

書記：リシャール・テソニエール氏 副書記：フィリップ・フリッチ氏

1. 事務関連議題

1.1 議長の選任

公使のフォラージェーム氏が全会一致で本会の議長に選任される。

1.2 2024年6月12日開催の評議員会議事録の承認

全会一致で承認される。

1.3 理事・評議員の変更

理事：

- モラッド・ダマンヌ氏（学園経理・総務部長、法人総務部長、評議員）が、2024年8月31日に退任したクロード・ウレン氏の後任として、2024年9月1日より理事に就任。
- シャルランリ・ブロソー氏（仏大使館文化参事官）が2024年9月16日付で理事を退任（参事官ポストは次席参事官のペニヤ氏が兼務）。

評議員：

- ジェレミー・フォラージェム氏（仏大使館公使）が、2024年8月31日に退任したニコラ・ティリエ氏の後任として、2024年9月1日より評議員に就任。
- アルノー・ル・マソン氏（仏大使館総務部長）が、2024年8月31日に退任したクリスティーン・シモン氏の後任として、2024年9月1日より評議員に就任。
- シャルランリ・ブロソー氏（仏大使館文化参事官）が2024年9月16日付で評議員を退任。
- アメリ・アルグ氏（領事補佐）が、2024年8月31日に退任したジャンクリストフ・ビョー氏の後任として、2024年9月1日より評議員に就任。
- カリーヌ・デュビエ氏（仏教育省視学官）が、2024年8月31日に退任したティエリ・ヴィアル氏の後任として、2024年9月1日より評議員に就任。
- モラッド・ダマンヌ氏（学園経理・総務部長、法人総務部長、評議員）が、2024年8月31日に退任したクロード・ウレン氏の後任として、2024年9月1日より評議員に就任。

理事会オブザーバー：

- ニコラ・ティリエ氏の後任として、ジェレミー・フォラージェム氏（大使館公使）がオブザーバーとして参加。
- アleksサンドル・ジョリ氏の後任として、2025年2月1日よりマチュー・セグラ氏（在外フランス人議会議員）がオブザーバーとして参加。

評議員会オブザーバー：

- Aleksサンドル・ジョリ氏の後任として、2025年2月1日よりマチュー・セグラ氏（在外フランス人議会議員）がオブザーバーとして参加。

1.4 評議員の構成及び寄附行為の改正

校長から要旨の説明がある。

2024年6月12日の評議員会及び2024年6月20日の理事会で明示したように、法人寄附行為を改正し、評議員会のメンバー構成を変更する必要がある。これは私学法の改正に伴う義務事項で、特に理事と評議員の兼任を禁じていることなどが挙げられる。

ここに提出された資料は、学校と東京都の間で確認された事項に基づいて作成したものである。東京都は、2024年12月20日までに変更された寄附行為を提出するよう義務付けている。理事・評議員の定数、資格、構成等については2025年度の定時評議員会から適用され、同日新たに始まる理事・評議員の任期（4年）は2029年の定時評議員会までとなる。

私立学校法改正の目的：これらの改正は、日本の私立教育機関の運営における透明性の向上、独立性の強化及び管理体制の改善を目指したものである。

私立学校法は、学校法人の管理運営体制を以下のように定めている。

- 理事会と理事
- 監事
- 評議員会
- 理事・監事・評議員の選任、資格、任期、解任に関する規則
- 理事会の責任と運営
- 財務管理、会計、透明性に関する規定
- 寄附行為の変更、学校法人の解散、合併に関する規則

私立学校のガバナンスと運営における重要な変更点は、特に以下の点に関するものである。

- 財務の透明性の強化と、理事・監事・評議員の責任の明確化
- 利害関係の衝突を避け、より均衡の取れた代表性を確保できる代表機関の構成
- 理事・監事・評議員の選任と評価に関する規制の強化。明確で特定された選任手続きと評価要件を含む
- 新しい会計基準と定期的な監査を伴う財務管理

寄附行為条文の修正、追加、削除は、この私立学校法の改正によって義務付けられたもので、東京都の指導の下進められた。

このように修正された条文は理事会で承認された後、内部規則である理事会・評議員会細則の修正をもって完成を見る。この細則の改正案は次回の会議で提出されることになる。

また東京都は、新寄附行為の審査過程で、軽微な修正を行う必要が生じた場合、理事会を必ず開催して承認を得る必要はなく、あらかじめ理事の承認を得て理事長に一任することができるため、理事会でこれについて承認を受けるよう推奨している。これは次回の理事会で承認を受けることになる。

新法の基準を満たすための評議員会の構成変更に関する提案は以下の通りである。

評議員会構成案

現行（細則）	提案条文	提案（細則）
評議員 16 名（仏政府・リセ代表）： 仏政府代表：12 名 （理事会で選任） ※現在、空席 1 リセ代表（仏在外教育庁派遣）：4 名 （理事会で推薦、評議員会で選任）	評議員 8 名： 学識経験者のうちから理事会において選任	現在、理事を兼ねていない評議員は引き続き在任： 1. 仏在外教育庁教育視学官（ハノイ在） 2. 大使館公使 3. 大使館副領事 4. 大使館大学交流担当 5. 大使館総務部長 6. 大使館経理部長 7. リセ幼児・初等科校長 8. リセ副校長
評議員 3 名： - 在外フランス人議会議員：2 名（理事会で選任） - 仏商工会議所代表：1 名（理事会で選任）	評議員 3 名： 学識経験者のうちから評議員会において選任	- 在外フランス人議会議員 2 名 - 仏商工会議所代表（理事でない者）1 名
評議員 1 名： - リセ卒業生：1 名（理事会で選任）	評議員 1 名： この法人の設置する学校の卒業生のうちから年齢 25 年以上の者で、卒業生団体から推薦され評議員会において選任された者	
評議員 2 名： - 保護者代表：2 名（理事会で選任）	評議員 2 名： この法人の設置する学校の在籍生の保護者のうちから年齢 25 年以上の者で、保護者会において推薦され評議員会において選任された者	
評議員 3 名： 法人職員代表：3 名 （理事会で推薦、評議員会で選任）	評議員 2 名： この法人の職員で、職員によって選任された者	現行の任期である 2021 年以降、任命者なし。 前任期中は、2 名の評議員がおり、1 席は空席であった。 任期途中で 2 名が退任し、1 席のみ補填された。
合計：25 評議員 18 名：理事会で選任 7 名：評議員会で選任	合計：16 評議員 8 名：理事会で選任 6 名：評議員会で選任 2 名：職員によって選任	

ジョリ氏（在外フランス人議会議員）は、新法で規定された評議員の数について質問する。本校の場合、最低 13 名で、上限はない。この場合、在外フランス人議会議員の代表性はどうなるのか。特に政治的な観点が異なる場合は。

校長：提案では、仏政府を代表する評議員の数を半減させるが、他のカテゴリーの評議員（選出された代表者や保護者代表など）の数は変更していない。

ルーセル氏（在外フランス人議会議員）が、他のカテゴリーの代表者数をもっと増やせるよう、仏政府代表の数を増やすことは可能かと尋ねる。

カリオ氏（仏在外教育庁アジア圏代表）は、すでに多くの職員が様々な決定機関に動員されていると回答し、これを増やすことの意義について尋ねる。

ルーセル氏は、これによりフランス人コミュニティがより良く代表されると考えていると答える。

フォラージュ氏（仏大使館公使）：2 名の在外フランス人議会議員は、政治的観点に関係なく、フランス人コミュニティ全体の声を代弁していると考えている。

フリッチ氏（保護者代表）は、本質的に、評議員は学校の運営に関与したいと考える人々であることを指摘する。したがって、学校が抱える諸問題から遠ざかっている場合、議員代表を増やすことは適切ではないように思われる。一方で、保護者は学校生活に最も関与し、利用者として、また財政的に貢献（収入の 80%）しているという点からも、より多くの代表権を持つべきである。16 席中 2 席では不十分であり、保護者代表は 6 名（30%）まで増やすことがより適切だろう。評議員会の役割はまさに助言することであり、保護者は、その関与の度合いからして、それを行うのに適しているように思われる。

カリオ氏：保護者代表の数は 20 席中（実数）2 席から 16 席中 2 席になり、代表性は強化されたと回答し、これ以上席を増やすことは望まない。

フリッチ氏は、機械的にわずかな増加があったからといって、それで十分だというわけではないと付け加える。学校収入への財政的貢献度（80%）を考慮すると、保護者はより多くの代表権を持つべきである。代表性は単に“非常に不十分”から“不十分”になっただけである。寄附行為の変更は、保護者がより大きな代表性を持ち、バランスを回復するための絶好の機会のように思われる。

17 時 45 分、パション氏（卒業生代表）が到着する（評議員 21 名となる）。

校長：評議員数削減のほとんどを仏政府代表（外交官及びフランス在外教育庁）に集中させることが選択された。とはいえ、これ以上関与の度合いを低下させるつもりはない。

ヴィルキャン氏（保護者代表）：2 名の保護者代表はすべての理事会と評議員会に常に出席している。これは、必要とされた場合の彼らの関与と関心を示している。評議員会は諮問機関であるとしても、保護者の代表性をもっと強めるべきである。

ジョリ氏：在外フランス人議会議員の選出はどのように行われたのか。これは新しい内部規則で明確にすべき点である。同議会からの提案という形も考えられる。

ペニヤ氏（仏大使館文化部次席参事官）：外交官からさらに多くの人員を動員するのは不合理であり、仏政府としてはこの評議員会で少数派になることを望んでいない。

校長：法律では、この評議員会に保護者や議員を含めることは義務付けられておらず、本校卒業生と法人職員を含めることのみが要求されている。

カリオ氏：評議員の質は確保されており、バランスも取れていると付け加える。したがって、フランス在外教育庁としては、この提案を再検討する必要はないと考える。

ルーセル氏は、2005 年の法人設立時、生徒数が 600 名だった頃から、25 名の評議員で評議員会がうまく機能してきたことを理由に、今回反対票を投じたと説明する。

ヴィルキャン氏は、18 年前、600 名の生徒に対して 2 名の保護者代表がいたことを付け加える。現在 1500 名の生徒がいることから、代表者の数も増やすべきであると述べる。

諮問が行われる。

賛成：16 票 反対：4 票 棄権：1 票

ヴィルキャン氏は次のように理由を説明。

保護者代表は、私立学校に適用される日本の法律に準拠するためにこの寄附行為を変更する必要性を理解している。しかし、彼らに与えられる代表権が不十分であるため、寄附行為の変更に反対票を投じた。

2. 財務関連議題

2.1 入札

参考情報：

複数の契約が満期を迎え、新たな入札が予定されている。

- 学校給食（現在の業者：シザーズキッチン）
- 総合保守管理（現在の業者：大林組）

また、スクールバスに関しても、現在のサービスに大きな課題があることから、新たな調査も行われる予定である。

保護者代表は、仕様書の作成やこれらの調査に参加することになる。

現在の保守管理契約の年間金額は 8400 万円となっている。

ルーセル氏は、学校給食の入札仕様書に給食の最高額を明記できるかどうか尋ねる。ダマンヌ氏は、この基準が優先はされるが、唯一の基準ではないと回答する（栄養価、管理体制、実績など）。

ヴィルキャン氏は、必要不可欠である食事の質を維持しつつも適正な料金を保つため、給食の値上げを食料品の物価指数に基づいて行うことを提案する。

ダマンヌ氏は、それは検討可能であると回答。

2.2 2025-2026 年度授業料

ダマンヌ氏が説明する（資料参照）。
以下のものは収支には含まれていない。

- 最近実施された工事（BCD・体育館ホール、IT セキュリティ、サッカー場の備品など）：6500 万円
- 今後予定されている工事（別館食堂の防音、自転車駐輪ラック、校庭（CP/CE1）など）：6500 万円から 8000 万円

建物の老朽化により、年間経費の増加が必要となる。

自己資金または部分的な借入れによる不動産プロジェクトの資金調達のために、準備金の積立が必須である。

ルーセル氏は、年間の増加率の推移だけでなく、費用の推移を金額ベースで示したグラフを作成できないかと尋ねる。

ダマンヌ氏は可能だと答える。

ルーセル氏：学校は本当の意味で「自治的で資産の所有者」ではない。AEFE の役割の一つが授業料の値上げを抑制することである中で、どのような手続きを遵守する必要があるか？

ダマンヌ氏：協定校の場合、AEFE からの事前承認は必要ないが、特に給付される奨学金に関連して説明を提供する必要がある。

カリオ氏：現実的な原則が適用される。協定校でも直轄校でも同じである。学校はその必要があり、正当化される場合、授業料を値上げすることができる。

授業料 5% 値上げの提案：

ルーセル氏は、日本の実質賃金が 30 年間上がっていないこと、そして現在幼児科で起きているように、フランス人コミュニティの一部が学校から離れていくリスクが高いことを強調する。

フリッチ氏は、保護者以外の追加資金源（スポンサーシップ、パートナーシップなど）を見つける必要性を強調する。これらの代替資金を推測予算に含めることはできないことは理解しているが、家庭の財政的負担を軽減するためには不可欠だと述べる。

コンシニー氏は、ヨーロッパンスクールやインターナショナルスクールと違い、本校は常に同様の学校体制を維持したまま財政予測が行われていることを残念がる。

また、なぜ 5 年ではなく 15 年計画が必要なのか、そしてフランスではどのように行われているのかを尋ねる。

ダマンヌ氏は、フランスでは不動産計画を立てる必要がないと答える。地方自治体が建物とメンテナンス職員を提供しているからである。フランスと海外では運営方法が異なる。フランスでは長期計画を立てるのは学校ではなく地方自治体だが、そのような長期計画も立てられている。

ヴィルキャン氏は、長期的な見通しを持つことは保護者からの要望でもあったと述べ、保護者はこの取り組みに感謝していると付け加える。

ダマンヌ氏は、このような予測をたてることはすばらしいことであり、これにより不測の事態を避けるための目標を設定することができる。これらの目標、健全で予測可能な学校運営により、将来、工事の資金調達が必要になったときには銀行とより良い交渉ができるようになるだろう。

19 時 3 分に閉会となる。

法人事務局長
アンヌロール・カンペルス

法人総務部長
モラッド・ダマンヌ